

## 豊見城市立図書館における点検と評価実施要領（試行）

### （目的）

第1条 本要領は、図書館法（昭和25年法律第118号）（以下「法」という。）第7条の3の規定及び図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年12月19日号外文部科学省告示第172号）第二・一・1・（2）運営の状況に関する点検及び評価等の規定に基づき、試行的に豊見城市立図書館における点検と評価（以下「点検と評価」という。）の実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### （点検と評価の対象）

第2条 点検と評価の対象は、豊見城市立図書館の運営状況（以下「図書館の運営状況」という。）について、毎年度行うものとする。

### （目標及び指標）

第3条 図書館の運営状況に係る点検と評価をするため、図書館の運営方針と重点目標を踏まえた指標と目標値を館長が定める。

### （点検と評価の方法）

第4条 点検と評価の方法は、目標毎に点検及び評価した結果を評点として数値化し、評点の平均により目標毎の総合評価を行う。

- 2 評価の段階は4段階とし、指標別評価及び総合評価の基準は、別表第1に定めるとおりとする。
- 3 評価の内容及び結果は、点検と評価表（様式第1号）に記録するものとする。

### （図書館協議会による評価）

第5条 点検と評価の結果について、法第14条第1項に規定する図書館協議会による評価を受けるものとする。

### （評価結果の公表等）

第6条 前条の評価を踏まえ、図書館運営状況に係る改善に努めると共に、評価の結果についてホームページ等を活用して公表するものとする。

### （その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

別表第 1

指標別評価	評価基準	評点	備考
a	達成できた	3	目標値の 100%以上で該当
b	ほぼ達成できた	2	目標値の 90%以上で該当
c	あまり達成できなかった	1	目標値の 80%以上で該当
d	達成できなかった	0	目標値の 80%未満で該当

総合評価	評価基準	評点の平均	備考
A	達成できた	2.7 以上	総合評価＝ 評点の合計値／指標数
B	ほぼ達成できた	2.0 以上 2.7 未満	
C	あまり達成できなかった	1.0 以上 2.0 未満	
D	達成できなかった	1.0 未満	

(様式第 1 号)

## 点検と評価表（令和年度）

図書館名		総合評価	
取組内容			

指標	年度 目標値	年度 (基準年度)	年度 実績 (目標値)	指標別		
				評価	評点	合計

評価の説明

図書館協議会からの評価	
<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> おおむね良好 <input type="checkbox"/> 劣る <input type="checkbox"/> かなり劣る	
意見等	